

# 令和6年度事業計画書

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

## 1 事業の実施方針

令和5年度の配合飼料価格は、輸入原料価格が前年度の異常な高騰と異なり、高値のまま安定的に推移したことにより、通常の補てんルールに基づく補てんは実施されませんでした。

そのため、価格の高止まり対策として、第1四半期から第3四半期まで、特例として国の緊急補てんが実施され、畜産農家の負担軽減と経営安定が図られました。

なお、通常補てん分については、全日基により、昨年同様、借入金の圧縮を目的に分割交付が実施されました。

また、県事業として、令和5年度の対象となる飼料に対し、200円/トンの補助事業が実施されましたが、6年度も継続実施される予定となっています。

令和6年度については、配合飼料価格の高値安定が予想されることから、今後とも情勢を注視していく必要があります。

肉用子牛生産者補給金制度については、子牛価格の下落により、黒毛和種について21年ぶりの発動となり、令和5年度第2四半期に34,400円/頭、第3四半期に33,500円/頭の補給金が支払われました。

また、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、令和5年度において、肉専用種が4月を除く全ての月で、交雑種では、4・12月を除く全ての月で、乳用種では、9～11月を除く全ての月で発動がありました。令和6年度についても肥育経営の経営環境は厳しいことが想定されることから、発動の継続が予想されます。

一方、家畜衛生面においては、鳥インフルエンザの国内での発生が継続しており、また、海外からの観光客が増加する中、新たな悪性疾病の発生が危惧される状況にあります。

今後とも、会員はじめ、関係機関と連携し防疫対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

このような厳しい情勢の中、当協会としては、会員傘下の畜産農家の健全な発展のため、会員各位と連携を密にして、主事業である配合飼料価格差補てん事業の円滑な推進及び各種の畜産振興対策事業を積極的に取り組んでまいります。

## 2 事業計画

### (1) 配合飼料価格差補てん事業

当協会業務方法書等により締結した配合飼料価格差補てん基本契約(令和3～6年度)に基づき飼料荷受組合を通じて、基金の契約、積立金の徴収、数量報告、補てん金の支払いなどの業務を適正かつ円滑に推進します。

また、令和6年度の新規加入者が納付しなければならない別途納付金はありません。

令和6年度の加入畜産経営者の積立金の額は、800円/トンとなります。

(円/トン)

| 区 分        | 加入畜産<br>経営者 | 契約製造業者 |     |       | 合 計   |
|------------|-------------|--------|-----|-------|-------|
|            |             | 基本     | 積 増 | 計     |       |
| 通常補てん積立金の額 | 800         | 800    | 800 | 1,600 | 2,400 |

① 令和6年度契約数量

契約数量は328戸の14戸減で、1,243トン増加し、284,378トン(100.4%)となります。

② 通常補てん積立金の四半期別の積立計画(800円/トン)

| 期 別   | 契約数量(t) | 積立金額(円)     | 備 考 |
|-------|---------|-------------|-----|
| 第1四半期 | 70,221  | 56,176,800  |     |
| 第2四半期 | 67,931  | 54,344,800  |     |
| 第3四半期 | 74,735  | 59,788,000  |     |
| 第4四半期 | 71,491  | 57,192,800  |     |
| 計     | 284,378 | 227,502,400 |     |

(2) 畜産関係リース事業

(一財)畜産環境整備機構と当協会との業務委託契約に基づき、畜産環境整備リース事業(旧1/2補助付きリース)及び畜産高度化支援リース事業(補助付きリース)に係る借受者に対する貸付料等の徴収、機構への納付などの業務を行います。

また、畜産関係リース事業並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(国庫:1/2補助金付きリース)の新規借受希望者があれば、飼料荷受組合等と連携して推進することとします。

(3) 肉用子牛生産者対策事業

① 肉用子牛生産者補給金制度

(一社)長崎県畜産物価格安定基金協会と肉用牛農家との間で締結された生産者補給金交付契約に係る事務について、当協会が事務委託を受け、子牛の個体登録、販売・異動・保留確認及び積立金の徴収等の業務を行い、肉用子牛生産農家の経営安定に引き続き取り組んでまいります。

また、和子牛のブロック別平均価格が、肉用子牛生産者補給金の発動基準価格を下回った場合、優良和子牛生産推進緊急支援事業により、飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金が交付されます。

なお、令和6年度の保証基準価格等は次のとおりです。

|      |         | 令和6年度    |
|------|---------|----------|
| 黒毛和種 | 保証基準価格  | 564,000円 |
|      | 合理化目標価格 | 444,000円 |
| 乳用種  | 保証基準価格  | 164,000円 |
|      | 合理化目標価格 | 110,000円 |
| 交雑種  | 保証基準価格  | 274,000円 |
|      | 合理化目標価格 | 216,000円 |

平均売買価格の算定根拠となる子牛の体重の範囲(省令規格)

| 品 種  | 省 令 規 格       |
|------|---------------|
| 黒毛和種 | 230kg ~ 350kg |
| 乳用種  | 240kg ~ 360kg |
| 交雑種  | 270kg ~ 370kg |

令和6年度事業計画

| 品種区分 | 参加農家数 | 個体登録計画頭数 | 生産者積立金(1/4) |            |
|------|-------|----------|-------------|------------|
|      |       |          | 単価          | 積立予定額      |
| 黒毛和種 | 4戸    | 1,200頭   | 400円        | 480,000円   |
| 乳用種  | 1     | 200頭     | 1,700円      | 340,000円   |
| 交雑種  | 2     | 2,600頭   | 800円        | 2,080,000円 |
| 計    | 5     | 4,000頭   | —           | 2,900,000円 |

注 契約戸数は、1戸の生産者が複数種登録しているため合計が一致しない。

(4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

(一社)長崎県畜産協会が、肉用牛肥育農家との間で締結している肥育牛補填金交付契約に係る事務について、当協会が事務委託を受け、個体登録の申込み、販売・異動報告書の点検・送付及び負担金の徴収・納付などの業務を行い、肉用牛肥育農家の経営安定に取り組んでまいります。なお、この制度は、令和4年度より3年間第2業務対象年間で実施しており、今年度が第2業務対象年間の最終年度となります。

① 1頭当たり負担金 (円/頭)

| 区分   | 1頭当たり負担金 | 負担区分          |             |       |        |
|------|----------|---------------|-------------|-------|--------|
|      |          | 農畜産業振興機構(3/4) | 生産者負担金(1/4) |       |        |
|      |          |               | 生産者         | 長崎県   | 計      |
| 肉専用種 | 24,000   | 18,000        | 5,000       | 1,000 | 6,000  |
| 交雑種  | 52,000   | 39,000        | 11,960      | 1,040 | 13,000 |
| 乳用種  | 40,000   | 30,000        | 9,120       | 880   | 10,000 |

② 令和6年度事業計画 ( ) 内数

| 品種区分 | 経営体数 |    | 農場数 | 登録頭数    | 生産者負担金額/頭数   |         |
|------|------|----|-----|---------|--------------|---------|
|      | 肥育   | 一貫 |     |         |              |         |
| 肉専用種 | 15戸  | 6戸 | 34場 | 5,795頭  | 30,750,000円  | 6,150頭  |
| 交雑種  | 4    | 0  | 5   | 3,890   | 42,218,800   | 3,530   |
| 乳用種  | 0    | 0  | 0   | 315     | 2,918,400    | 320     |
| 畜種複合 | 5    | 10 | 22  | (6,035) | (48,007,000) | (5,635) |
| 計    | 24   | 16 | 61  | 10,000  | 75,887,200   | 10,000  |

(5) 肉豚経営安定交付金制度

事務委託を希望する生産者と当協会が委託契約書を締結し、申請書類、販売報告等の業務を代行しており、本年度も引き続き飼料荷受組合等の協力を得ながら業務を遂行してまいります。

令和6年度事務代行受託予定頭数 110,000頭

<事業の概要>

① 事業の目的

平均粗収益が、生産コストを下回った場合に、その差額の9割を補てんすることにより、養豚経営の安定に資することになります。

## ② 事業内容

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| ア 積立負担割合 | 生産者：国＝１：３                    |
| イ 補 填 金  | 平均粗収益と生産コストとの差額の９割           |
| ウ 対 象 者  | 養豚経営者（大規模法人は対象外）             |
| エ 業務対象年間 | 令和６～令和８年度（３年間）               |
| オ 生産者積立金 | ４００円／頭を予定（うち県費助成６４円）         |
| カ 契約対象頭数 | 年度当初に設定（四半期ごとの頭数）も設定         |
| キ 積立金の返還 | 業務対象年間終了時に基金残高が生じた場合、無事戻しを実施 |
| ク 発動計算期間 | 前四半期に発動がなかった場合は、通算して算定       |

### (6) 長崎和牛肥育素牛導入事業（県単：継続）

長崎和牛の生産維持・拡大を図る農業者等を支援するため、一部一貫チャレンジ事業及び肥育素牛導入事業を実施し、肥育農家等に対し、増頭数に対して、県が素牛の導入経費の一部を助成するものです。

#### ① 一部一貫チャレンジ事業

繁殖農家が県内市場導入牛及び自家保留牛を、肥育の目的で導入あるいは保留して、増頭が図られる場合に支援されます。（新規 100,000 円/頭・２年目以降 80,000 円/頭、限度 100 頭/経営体）

#### ② 肥育素牛導入事業（県内市場導入型・一般導入型）

肥育農家が肥育を目的として、肥育素牛を導入して増頭が図られる場合、県内家畜市場からの導入で 80,000 円/頭、それ以外の市場からの導入で 50,000 円/頭が支援されます。（限度：合算して 100 頭/経営体）

### (7) 飼料価格高騰緊急対策事業（県単：継続）

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため、飼料コスト低減に取り組む農業者の令和 6 年度の生産者積立金の一部（200 円/トン）が支援されます。

### (8) その他の畜産振興事業の推進

畜産農家の経営安定のための各種補助事業等が新たに実施される場合は、窓口団体として、積極的に対処してまいります。

### (9) 会議等の開催や出席

理事会・総会はもとより、事業の適確な推進を図るため、ブロック会議や各種畜産関係会議等に参加し、情報収集に努め、飼料荷受組合との密接な連携により生産者へ迅速に情報提供します。